



島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 143 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（ ” ” ） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

公益法人等に関する事務に係る知事決裁事項の明確化及び公益法人等の認定等に関し事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正（別表第1関係）

2 施行期日

平成20年12月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第83号）

1 規則の概要

公益法人制度改革に伴う規定の整備

2 施行期日

平成20年12月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号を次のように改める。

6 公益法人等に関する事務	(1) 公益法人の公益認定を取り消すこと。 (2) 特例民法法人の公益法人への移行の認定又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の認可を取り消すこと。	(1) 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定をすること。 (2) 公益認定の際に申請した事項（名称及び代表者の氏名を除く。）の変更の認定をすること。 (3) 公益法人の合併による地位の承継の認可をすること。 (4) 公益法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (5) 特例民法法人の公益法人への移行の認定又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の認可をすること。 (6) 特例民法法人の解散を命ずること。 (7) 移行法人の公益目的支出計画の変更の認可をすること。 (8) 移行法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
---------------	--	--

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県規則第83号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表総務部の部総務課の項第6号を次のように改める。

(6) 公益社団法人及び公益財団法人、移行法人並びに知事が所管する特例民法法人に係る総合調整に関すること。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。